



市民交流センター内チャレンジショップの  
令和4年度出店者募集について

令和4年3月22日

(問い合わせ先)

担当：商工課

にぎわい創出係 藤田・大和田

直通電話：0248-88-9141

Eメール：shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

現在、須賀川市では中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化に取り組んでおり、その取り組みの一つとして、須賀川市民交流センターtette内には、将来的に中心市街地で魅力的な事業を始めようとする方の支援を目的にチャレンジショップを設置しております。

このたび、令和4年度のチャレンジショップへの出店者を下記のとおり募集しておりますので、記事掲載をお願いいたします。

記

1 募集期間 令和4年3月14日から令和4年4月28日まで

2 募集内容 2区画（物販等スペース）

3 その他

詳細は別添募集要項及び市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

[https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto\\_sangyo/chushinshigaichhi/1008378.html](https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto_sangyo/chushinshigaichhi/1008378.html)

# チャレンジショップ出店者募集要項

人・情報・モノが集まる場所 tette からあなたの夢を始めてみませんか

## 1. 趣旨

須賀川市中心市街地の魅力向上に向け、将来的に中心市街地で魅力的な事業を始めようとする方の支援を目的として、須賀川市民交流センター「tette」内に「チャレンジショップ」を設け、本格的な事業開始に向けたサポートを実施します。

集客力のある施設で事業を試せること、初期投資を抑えられることに加え、毎月専門家による指導も実施しますので、実際に店舗を構えるために必要なノウハウの取得や事業のレベルアップも図ることができます。

## 2. 募集内容

### (1) 所在地

須賀川市民交流センター（須賀川市中町 4 番地 1） 1 階中央部

### (2) 区画数

募集する区画は以下の 2 区画です（配置については別紙図面を参考ください）。

物販等スペース 2 区画

### (3) 面積・設備・募集業種・使用料

	①物販等スペース A	②物販等スペース B
面積等	約 9 m <sup>2</sup>	約 9 m <sup>2</sup>
設備	いす：1 脚 コンセント：2 口（15A） 収納棚（560mm×350mm×h 600mm） 右開き：4 個 左開き：4 個	机（550mm×550mm）：1 台 いす：1 脚 コンセント：1 口（15A）
募集業種	上記設備により営業が可能な業種 ※小売店に限らず申し込めます。 ※ショップ全体を布等で覆うことはできません。	上記設備により営業が可能な業種 ※小売店に限らず申し込めます。 ※ショップ全体を布等で覆うことはできません。
使用料	10,000 円/月 ※光熱費を含みます。	10,000 円/月 ※光熱費を含みます。
その他	閉店時は商品等をブース内に収納の上、施錠していただきます。	閉店時は商品等をブース内に収納の上、施錠していただきます。

### 3. 応募要件

#### (1) 対象者

チャレンジ期間終了後に須賀川市中心市街地での開業を目指す個人及びグループ・法人  
但し、チェーン店及びフランチャイズ加盟店を除きます。

- ①居住地：市外在住者も応募可能です。
- ②年齢：20歳以上の方
- ③将来の意向：チャレンジ期間終了後に、須賀川市中心市街地での開業を目指すことが必要です。
- ④経験：市外において既に店舗を構えているものが、当市において2店舗目以降を構える場合の前段階として出店することや、現在チャレンジショップに出店している方が再応募することも可能です。但し審査結果が同等の場合は、新規創業者を優先させていただきますのでご了承ください。
- ⑤制限：※以下に該当する方は応募できません。
  - 成年被後見人または被保佐人に該当する方
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に定める暴力団及び第3項に定める指定暴力団もしくはその構成員および準構成員の方
  - 外国人の方で永住権・就労ビザをお持ちでない方
  - 市町村税等の滞納がある方
  - その他市が要件を満たさないと判断した方

#### (2) 出店期間

当初期間はそれぞれ下記のとおりとし、その後1年間までの延長を認めます。

- ①物販等スペースA：令和4年6月1日から令和5年9月30日まで
- ②物販等スペースB：令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

#### (3) 営業日

週4日以上営業していただきます。なお、毎月第3火曜日（祝日の場合その翌日以降の最初の休日でない日）と12月29日から翌年1月3日までは全館休館となります。

#### (4) 営業時間

9:00～21:00の間で6時間以上営業していただきます。

#### (5) 施設の制限

市で設置する設備以外の持込については市の確認が必要です。

#### (6) 注意事項

- ① 許認可が必要な業種・事項は出店までにご自身で取得していただきます。
- ② 出店後は、経営指導を目的に、売上げ等の経営状況について毎月報告して頂きます。
- ③ 法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店はできません。
- ④ 危険物の販売はできません。
- ⑤ 施設全体のデザインコントロールの視点から、看板の設置や掲示にあたって制限が発生する場合がありますのでご了承ください。
- ⑥ 災害等により休館や館内の飲食制限等を行う場合があります。
- ⑦ ご自身の駐車場は、別途確保していただきます。
- ⑧ その他、市の指示に従わない場合は退店して頂く場合があります。

### 4. 応募書類

- ① 申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 居住市町村の納税証明書

## 5. 応募スケジュール

募集告知	令和4年3月から
受付期間	令和4年3月14日から令和4年4月28日まで
審査会	令和4年5月中旬
決定見込	令和4年5月中旬
開業準備	①物販等スペースA：令和4年 6月1日から ②物販等スペースB：令和4年10月1日から
開業日	準備が整い次第開業

## 6. 応募方法

応募にあたっては、応募書類様式1～3に必要事項を記載し、居住市町村の納税証明書を添付のうえ、須賀川市経済環境部商工課に持参または郵送にてご提出ください。応募書類については、商工課に直接お越しいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。ご提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、申請にあたってのご相談もお受けいたします。下記問い合わせ先までお問い合わせください。

## 7. 選考方法

チャレンジショップ審査会において、書類・面接選考により決定します。合否については応募された全ての方にお送りするとともに、審査会の日程については別途連絡いたします。

審査は、出店にあたっての意欲や事業計画の内容のほか、市民交流センターと業種業態との整合性、チャレンジショップ終了後の目標設定、中心市街地への波及効果など総合的に判断します。

## 8. お問い合わせ・お申し込み先

須賀川市経済環境部商工課（担当：藤田・大和田）  
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市庁舎2階  
TEL：0248-88-9141／FAX：0248-72-9845  
Email: shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp  
URL: <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

別紙

# 募集区画面

